

北朝鮮の核・弾道ミサイル実験と国連安保理決議 2270

外交防衛委員会調査室 寺林 裕介

1. はじめに

北朝鮮は2015年10月10日に朝鮮労働党創建70周年を迎え、その記念閲兵式では金正恩第一書記が演説を行った。このとき、金正恩第一書記は、核開発と経済改革を同時に進める並進路線を含むこれまでの業績を強調しつつも核・ミサイル開発について直接に言及しなかったことから、年が明けてすぐ、2016年1月6日に北朝鮮が4回目となる核実験を実施したことは関係各国に驚きをもって受けとめられた。その後も北朝鮮は、2月7日の長距離弾道ミサイルの発射実験に続き、米韓合同軍事演習に対抗した挑発行動を繰り返した。

これら北朝鮮の挑発行動の意図については、日本政府によれば、5月の党大会に向けた実績作り、技術進展のアピール、制裁への反発、米韓の演習に対する示威行為の可能性があるとされ、昨今の北朝鮮においては、幹部の処刑等による萎縮効果により金正恩第一書記に異論を唱えることが難しくなっていることや、十分な外交的勘案がなされないままに軍事的挑発行動に走る可能性が指摘されている¹。また、米国のクラッパー国家情報長官は、上院軍事委員会の公聴会に提出した書面の中で、北朝鮮の核ドクトリンの詳細を知らないとしつつも、北朝鮮の核能力は、抑止力、国際的な威信、そして外交的な威嚇であると評価している²。

他方、北朝鮮は常に米国の敵視政策に言及しており、例えば、北朝鮮の李洙暎（リ・スヨン）外相はAP通信とのインタビューの中で、米国が敵視政策を撤回すれば北朝鮮も同様に対応すると述べた³。米国のオバマ政権は発足当初から戦略的忍耐政策を採用し、北朝鮮が非核化に向けた具体的な措置をとることを前提とした交渉を提起しており、これに北朝鮮が反発していることから両者の関係は膠着状態に陥っている。その間、北朝鮮が核・ミサイル開発を着々と進め、その技術を蓄積していることは、不透明な北朝鮮の挑発的言動と相まって我が国及び北東アジア地域の安全保障環境を著しく不安定化させている。このような状況下においては、日米韓3か国が緊密に連携した上で、外交による危機管理が求められよう。

本稿では、北朝鮮による2016年1月6日の核実験に始まる北朝鮮の挑発行動とこれらに対する日本及び関係国の動きをまとめ、また、国連安保理で採択された決議2270の主な内容を解説するとともに、近年の対北朝鮮外交をめぐる日米韓協力の課題について若干付言したい。

¹ 第190回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号11頁（平28.3.23）中谷防衛大臣答弁

² James R. Clapper, "Statement for the record worldwide threat assessment of the US intelligence community," February 9, 2016.

³ "Obama dismisses NKorea proposal on halting nuke tests," *Associated Press*, April 24, 2016.

2. 北朝鮮の核実験と弾道ミサイル発射実験

(1) 4回目の核実験(2016年1月6日)

2016年1月6日、北朝鮮は4回目となる核実験を実施した⁴。朝鮮中央テレビによる特別重大報道⁵の中で北朝鮮は、初の水爆実験を成功裏に実施したことを共和国政府声明として発表した。すでに北朝鮮はメディアを通じ、水素爆弾を独力で爆発させる用意のある核保有国になったと金正恩第一書記が発言したことを伝えていたが⁶、今回は核実験実施についてどの関係国にも事前に通告しなかった。また、同じ特別重大報道では、今般の水爆実験が米国等の敵対勢力の核の脅威から自国の生存権を守るものとして主張され、米国の敵視政策が根絶されない限り核放棄はあり得ないとし、米国への対抗姿勢を強調した。

実験による爆発の規模が小さかったことから、本当に水爆実験を成功させたのか疑問視されたが、日本政府は、一般的な水爆実験を行ったとは考えにくいとの認識を示すとともに、試験のため通常の水爆よりも規模を小さく抑えた可能性は否定できないと評価している⁷。また、今回で4回目となる核実験の実施から、技術的な成熟が予見されることを踏まえ、核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も排除できないとの分析を示した⁸。

(2) 弾道ミサイル発射実験(2016年2月7日)

1月下旬には米国メディアから北朝鮮のミサイル基地の動向が伝えられた⁹。日本政府も1月28日には国家安全保障会議を開催し、また、中谷防衛大臣は予定していた沖縄県訪問を取りやめるなど警戒を強めた。2月2日、北朝鮮は国際海事機関(IMO)及び国際民間航空機関(ICAO)に対し、「人工衛星」を打ち上げる予定である旨を通報した。通報のうち、予告日時は2月8日から25日の午前7時から12時¹⁰、予告落下区域は黄海(第1段)、東シナ海(フェアリング)、フィリピン東方の太平洋(第2段)の3か所であったが、北朝鮮は2月6日、予告日について変更した旨を通報し、これを2月7日から14日とした。

北朝鮮は、2月7日の9時01分頃、西岸の東倉里(トンチャンリ)付近から南に向かって1発の長距離弾道ミサイルを発射した。ミサイルは5つに分離し、5つ目の物体は飛翔を続け、北朝鮮は国家宇宙開発局報道として地球観測衛星の光明星4号を軌道に進入させることに完全成功したと発表した。

⁴ 気象庁は地震波形分析の結果として、発生時刻は10時29分57秒頃、震源は北緯41.3度、東経129.1度、震源の深さは0キロメートル、規模はマグニチュード5.0と推定され、自然地震ではない可能性があるとして発表した。CTBTOの発表(Technical Findings)では、マグニチュード4.85。

⁵ 特別重大報道においては、金正恩国防委員会第一委員長が2015年12月15日に水爆実験の実施命令を下達し、2016年1月3日に最終命令書に署名した、と伝えられた。

⁶ 「金正恩第一書記が改修された平川革命事蹟地を訪問」『朝鮮中央通信』(2015.12.10)

⁷ 第190回国会衆議院予算委員会会議録第2号2頁(平28.1.8)安倍総理答弁

⁸ 第190回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号13頁(平28.3.17)

⁹ 例えば、“Is North Korea planning rocket launch? Activity sparks concern, officials say,” *CNN*, January 28, 2016.

¹⁰ 北朝鮮は、2015年8月15日から標準時について東経127度30分を基準としたため、日本時間の午前7時30分から午後0時30分のこと。以下、特段の注記がない限り現地時間。

(3) 最近の北朝鮮の挑発的言動

上記の核実験、長距離弾道ミサイル実験の実施に続いて北朝鮮は、米韓合同軍事演習¹¹に前後して下の表に掲げたようにミサイル発射等の実験を繰り返した。

表 最近の北朝鮮によるミサイル発射実験等

1月6日	地下核実験
2月7日	長距離弾道ミサイル（テポドン2派生型）
3月3日	短距離ミサイル6発（新型大口徑放射砲）
3月10日	弾道ミサイル2発（スカッド）
3月15日	大気圏再突入環境模擬試験
3月18日	弾道ミサイル2発（ノドン）
3月21日	短距離ミサイル5発（新型大口徑放射砲）
3月24日	固体燃料ロケットエンジン噴射実験
3月29日	短距離ミサイル1発（新型大口徑放射砲、中朝国境付近に落下）
4月1日	短距離ミサイル3発
4月9日	ICBMエンジン燃焼実験
4月15日	弾道ミサイル1発（ムスダン）
4月23日	潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）1発
4月28日	弾道ミサイル2発（ムスダン）

（出所）報道等より筆者作成

また、2月23日には、北朝鮮の軍最高司令部が重大声明を発表し、第1次打撃対象は韓国大統領府（青瓦台）と各政府機関、第2次打撃対象はアジア太平洋地域の米軍基地と米国本土であるとした。

このほか、北朝鮮の核開発に関連し、米国のクラッパー国家情報長官は、2月9日の上院軍事委員会の公聴会に提出した書面の中で、北朝鮮が寧辺（ニョンビョン）の5メガワット黒煙減速炉の拡張と再処理施設の再稼働を表明したことに鑑み、数週間から数か月以内にプルトニウム抽出が可能となるとの見方を示している¹²。

3. 朝鮮半島をめぐる日本及び関係国の動き

(1) 日本の独自制裁強化とストックホルム合意

北朝鮮の核実験実施後、安倍総理は内閣総理大臣声明を發出し、北朝鮮に対する厳重な抗議を表明した。ただし、即時に日本独自の経済制裁を強化せず、日本が非常任理事国を務める国連安保理の関係国と連携し、その上で日本独自の措置の検討を含めて対応してい

¹¹ 「キー・リゾルブ」（指揮所演習、3月7日～18日）、「フォール・イーグル」（実動演習、3月7日～4月30日）

¹² 前掲注2。北朝鮮は、2015年9月15日に寧辺の核施設の正常稼働を示唆していた。また、米ジョンズ・ホプキンス大学の研究所は2016年4月4日、衛星画像から寧辺の再処理施設から煙が出ていることを確認したことを公表した（"Suspicious Activity at Yongbyon Radiochemical Laboratory," 38 North, April 4, 2016.）。

く立場を維持した¹³。国会では1月8日、参議院、衆議院の両院において北朝鮮の4回目の核実験に抗議する決議が採択された¹⁴。

2月7日の長距離弾道ミサイル発射実験に対しては、その可能性が指摘されていた1月29日の時点で、中谷防衛大臣が自衛隊法に基づく破壊措置命令を発出したことが明らかとなった。これに加え、中谷防衛大臣は、発射実験当日の記者会見で新日米ガイドラインによる同盟調整メカニズムに言及し、日米間における調整や連携が成功したことを強調した。政府は内閣官房長官声明を発出し、核実験実施に続いて弾道ミサイル発射を強行したことを非難し、また、国会では2月9日、衆参両院で北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議が採択された¹⁵。

2月10日には、国家安全保障会議（NSC）が開催され、北朝鮮に対する日本独自の制裁措置が決定され（2月19日閣議決定）、人的往来の規制措置など日朝ストックホルム合意に基づいて一部解除されていた措置とともに、核・ミサイル技術者の再入国禁止、北朝鮮向けの支払の原則禁止、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港禁止などの追加措置が実施されることとなった¹⁶。これに対し、北朝鮮の特別調査委員会は談話を発表し、ストックホルム合意に基づく調査を全面的に中止して同委員会を解体すると表明したが、岸田外務大臣はこの談話を極めて遺憾とし、我が国としてストックホルム合意を破棄することは考えていないと主張した¹⁷。

（2）米国の軍事的対応、制裁強化と水面下の協議

米国では、カーター国防長官が、北朝鮮の核開発や弾道ミサイル開発に対して重大な懸念を表明し、抑止が非常に強力でなければならないと指摘したように¹⁸、米韓合同軍事演習も含め軍事的対応を強化した。1月10日には、北朝鮮の核実験に対応するため、米軍のB-52爆撃機がグアムのアンダーセン空軍基地から韓国の烏山（オサン）周辺で低空飛行を実施し、これについてハリス太平洋軍司令官は、米国本土防衛と同盟国の日韓両国に対する揺るぎないコミットメントを示すものであると表明した¹⁹。これに加えて米国はF-22戦闘機、原子力空母等の展開も強化しており、オバマ大統領は2月9日に行った安倍総理との電話会談において、米国の日本に対する安全保障上のコミットメントは揺るがず、同盟国を守る用意があることを伝えた。

また、米国議会は北朝鮮に対する制裁強化に動いた。すでに2015年2月5日にロイス下院外交委員長等から対北朝鮮制裁実施強化法案が提出されていたが、北朝鮮の核実験実施

¹³ 第190回国会参議院本会議録第2号（平28.1.7）

¹⁴ 第190回国会参議院本会議録第3号1頁（平28.1.8）、衆議院本会議録第3号1頁（平28.1.8）

¹⁵ 第190回国会衆議院本会議録第10号1頁（平28.2.9）、参議院本会議録第9号1頁（平28.2.9）

¹⁶ 新規の措置は、すでに2015年6月25日に自民党の拉致問題対策本部から安倍総理に申し入れた13項目の要請事項に全て含まれる。

¹⁷ 第190回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号11頁（平28.3.17）

¹⁸ 米国防総省HP<<http://www.defense.gov/>>（"Remarks by Secretary Carter on the Budget at the Economic Club of Washington, D.C.," February 2, 2016.）

¹⁹ 米太平洋軍HP<<http://www.pacom.mil/>>（"U.S. Conducts B-52 Bomber Overflight in South Korea," January 10, 2016.）

を受けて 2016 年 1 月 12 日に下院本会議で可決²⁰、その後、オバマ大統領が 2 月 18 日に法案に署名して成立した。この法案では、大統領が制裁対象に指定すべき者として、大量破壊兵器等に関連する輸出管理の対象品目等の輸出入を行う者だけでなく、マネー・ロンダリング、人権侵害、サイバー・セキュリティを損なう行為等に関与する者などに拡大されている。この法案と国連安保理決議の履行のため、3 月 16 日には対北朝鮮措置に関する大統領令が発出され、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発に資する金属、黒鉛、石炭等の供給に関わった者、北朝鮮からの労働者の送り出しに関与した者等について、米財務長官の決定により米国内の資産が凍結されることとなった。

こうした北朝鮮への厳しい対応の一方で、米朝両国による水面下の接触も明らかとなった。すでに北朝鮮の核実験の前には、国連代表部を通じて米朝間の接触があり、北朝鮮から平和協定を議論することが提案されたが、米国は北朝鮮の核開発計画を議題とするように要求して決裂していた²¹。また、2 月にもベルリンにおいて米朝の秘密会合が開催され、北朝鮮側から米朝協議の再開が提案されたとも報じられた²²。

(3) 南北関係、中朝関係

北朝鮮が今回の核実験を水爆実験であると主張したことに対して、韓国では朴槿恵大統領が、北東アジアの安全保障や北朝鮮の核問題の性質を変化させる可能性があるとして発言した²³。1 月 13 日には、日米韓 3 か国の六者会合首席代表者会合がソウルで開催され、新たな強い内容の安保理決議の速やかな採択が重要であること等が確認された。安倍総理は、「日韓間の慰安婦問題に関する合意があったからこそ、朴槿恵大統領と電話会談を行い、北朝鮮の核実験に協力して対応していくことで一致した」と述べて日韓の協力関係を評価した²⁴。韓国は、日米両国が独自制裁を発動するのに合わせ、2 月 10 日、開城工業団地の操業の全面中断を発表した。また、3 月 8 日には独自制裁措置を発表し、金融制裁対象者に計 40 個人 30 団体を指定し、輸出入統制を強化したほか、北朝鮮に寄港した外国船舶の 180 日以内の入港禁止や、韓国国民に対して海外の北朝鮮食堂・関連営利施設の利用自粛を促した。

核開発を進める北朝鮮に対し、韓国は昨年 8 月の南北共同報道文において中断されていた対北拡声器放送を再開させ、また、一部には核武装論が提起されるなど²⁵、北朝鮮に対

²⁰ 2016 年 1 月 12 日に下院本会議で可決、2 月 10 日に上院本会議で可決、2 月 12 日に下院本会議で再可決され、同日、大統領に送付された。

²¹ "U. S. Agreed to North Korea Peace Talks Before Latest Nuclear Test," *The Wall Street Journal*, February 21, 2016.

²² ブローダー「挑発行為に隠された北朝鮮の本音」『ニューズウィーク日本版』(2016. 4. 12) 32~34 頁

²³ 韓国大統領府 H P <<http://english.president.go.kr/>> (Headlines, "Pyongyang to pay price for nuclear test," January 6, 2016.)

²⁴ 第 190 回国会衆議院予算委員会議録第 2 号 11 頁 (平 28. 1. 8) 2015 年 12 月 28 日の日韓外相会談後の共同記者発表において、慰安婦問題は最終的かつ不可逆的に解決されることが日韓両国政府によって確認されていた。

²⁵ 例えば、『朝鮮日報』社説 (2016. 1. 28) など。ただし、Mark Fitzpatrick, "Why South Korea should not 'go nuclear'," *The Korea Herald*, February 19, 2016. では、韓国の政策担当者は核武装のデメリットを認識しているとする。

する強い反応が見られた。さらに、北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射実験に対しては、2月7日、米韓両国が、特に在韓米軍の戦域高高度地域防衛（THAAD）ミサイル配置可能性に関する公式協議を開始することを決定した²⁶。

こうした米韓両国のミサイル防衛をめぐる動きについて中国、ロシアは警戒感を示した。特に中国は、北朝鮮の核実験実施を受けて武大偉朝鮮半島問題特別代表が訪朝した直後に弾道ミサイル発射実験が実施されたことについて、北朝鮮が中国の顔に泥を塗ったとして非難したが、その一方でTHAAD配備については中国の戦略的な利益に害を及ぼすとして反対の立場を強調した²⁷。ケリー米国務長官は、2月23日の米中外相会談後の共同記者会見で、中国とロシアがTHAAD配備に対して懸念を明らかにしていることについて、北朝鮮の非核化が実現できればTHAAD配備は必要ないと述べた²⁸。

4. 国連安保理決議 2270 の概要

(1) 決議採択の経緯

国連安全保障理事会においては、北朝鮮が核実験を実施した1月6日の当日に緊急会合を開催し、核実験を強く非難するとともに、対北朝鮮の新決議に向けた協議の開始を決定したことを報道声明として発出した²⁹。しかし、米国のパワー国連大使が、信じがたいほど複雑な制裁議論を行っていると言ったように³⁰、北朝鮮に対する制裁措置の程度について交渉は難航していた。

2月7日の北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射実験に対しては、国連安保理は緊急会合を開催し、報道声明において弾道ミサイル技術を使用した発射を強く非難し、新たな安保理決議において重要な措置を追加する意図を改めて表明した³¹。

安保理においては、米中外相会談後の2月25日に非公式会合が開催され、決議案の内容が安保理のメンバーに明らかにされた。その後、3月1日に採決される予定だった決議案は、ロシアが最終案を精査するために一日延期を要請し、3月2日、北朝鮮の核実験と長距離弾道ミサイル発射実験を非難し、制裁措置を追加・強化した安保理決議 2270 が全会一致で採択された。

国連安保理決議 2270 の採択について、日本政府は内閣総理大臣コメントと外務大臣談話を発出し、これを高く評価し、決議履行に当たってその実効性を確保するために関係国と協力して対応していくことを表明した。また、米国は大統領声明を発出して決議採択を歓迎し、北朝鮮は大量破壊兵器開発など危険な計画を廃棄し、国民のためにより良い道を選

²⁶ 在韓米軍HP<<http://www.usfk.mil/>> (“ROK-U.S. Joint Announcement,” February 7, 2016.)

²⁷ 武大偉特別代表が韓国メディアと会見 (『聯合ニュース』(2016. 3. 4))

²⁸ 米国務省HP<<http://www.state.gov/>> (John Kerry, “Remarks With Chinese Foreign Minister Wang Yi,” February 23, 2016.)

²⁹ 国連安保理HP<<http://www.un.org/en/sc/>> (“Security Council Press Statement on Nuclear Test Conducted by Democratic People’s Republic of Korea,” SC/12191-DC/3600, January 6, 2016.)

³⁰ 米国連代表部HP<<http://usun.state.gov/>> (Samantha Power, “Remarks at the Security Council Stakeout Following Consultations on Syria,” January 27, 2016.)

³¹ 国連安保理HP<<http://www.un.org/en/sc/>> (“Security Council Press Statement on Democratic People’s Republic of Korea Long-Range Launch,” SC/12234-DC/3607, February 7, 2016.)

択しなければならないと主張した³²。制裁が強化された今回の決議に中国も賛成したが、決議採択に際し、現在の朝鮮半島情勢は非常に複雑でセンシティブであり、より多くの冷静さと外交の知恵を必要とすると述べた上で、朝鮮半島へのTHAAD配備に対し、ロシアとともに懸念を表明した³³。

他方、北朝鮮は政府報道官声明と外務省報道官談話を発出し、今後も並進路線を進め、自衛的核抑止力を一層強化するなどと表明して決議採択に反発した。

(2) 国連安保理決議 2270 の主な内容

国連安保理決議 2270³⁴は、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発が国際の平和及び安全に対する明白な脅威であることを引き続き認定し、国連憲章第7章の下で行動し、同憲章第41条に基づく措置をとることとし、今回の北朝鮮による1月6日の核実験と2月7日の発射を非難した。

これまでの北朝鮮に対する一連の制裁決議に加え、今回の決議 2270 による制裁措置で注目されるのは、決議の前文に掲げられたように、北朝鮮の財政的、技術的及び商業上の資源がその核兵器及び弾道ミサイル計画に流用されていることに対し、特に制裁が強化されたことにある。

例えば、石炭、鉄及び鉄鉱石の北朝鮮による輸出及び加盟国による調達の禁止(主文 29)、金、チタン鉱石、バナジウム鉱石及びレアアースの北朝鮮による輸出及び加盟国による調達の禁止(主文 30)が決定された。決議採択時の米国の表明によれば、北朝鮮は奴隷労働により採掘された天然資源を海外で販売し、その資金を核・ミサイル計画に供給しているとし、その見積りを石炭輸出で年に約10億ドル、鉄鉱石輸出で少なくとも年に2億ドルと推定している³⁵。しかし、石炭、鉄及び鉄鉱石の禁輸については、羅津(ラジン)を經由する第三国原産の石炭輸出で制裁委員会に事前通報されたもの(主文 29(a))、及び生計目的かつ核・弾道ミサイル計画等の財源と無関係と決定された場合(主文 29(b))については、適用されない。このうち、前者(a)の例外については、羅津港がロシアの石炭を北朝鮮経由で輸出する際の積出港となっていることから、決議の当初案に追加して盛り込まれたことが報じられた³⁶。後者(b)の例外については、決議の前文において、この決議の措置は北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないと明記されており、その例外の要件を満たすか否かについては、北朝鮮と当該取引を行う加盟国によって決定されることとなる³⁷。北朝鮮の中国への貿易依存度(2014年)は90.1%(南北交易は除外)であり、中国の品目別輸入は鉱物性燃料が40.3%を占めていることか

³² 米大統領府HP<<https://www.whitehouse.gov/>> (“Statement by the President on United Nations Security Council Resolution 2270,” March 2, 2016.)

³³ S/PV.7638, Non-proliferation/ Democratic People’s Republic of Korea, U.N. Security Council, March 2, 2016.

³⁴ S/RES/2270(2016), U.N. Security Council, March 2, 2016. なお、決議の和訳については、外務省告示第67号(『官報』(号外特第11号)平28.3.11)を参照。

³⁵ 前掲注33。

³⁶ 例えば、『日本経済新聞』(2016.3.3)など。

³⁷ 第190回国会参議院決算委員会会議録第6号16頁(平28.4.18)

ら³⁸、今回の決議の中核的な制裁措置が実効性を伴うか否かは中国の判断に大きく依存することとなった。岸田外務大臣も実効性を確保する際に、北朝鮮と経済を始め深い関係にある中国の役割は大変大きいものがあるとの認識を示した³⁹。

また、弾道ミサイル発射のために使用するロケット燃料を含む航空燃料について北朝鮮への輸出禁止が決定された（主文 31）。禁輸品目については、北朝鮮への全ての武器（小型武器を含む）・関連物品の輸出等を防止し（主文 6）、通常兵器、核・ミサイル開発等に資すると加盟国が認定する場合、全ての品目について北朝鮮への輸出入を禁止することが義務化された（主文 8、27）。これら禁輸品目に対する貨物検査については、従来は禁輸品目である合理的根拠がある場合のみ貨物を検査することとされていたが、本決議によって北朝鮮を仕出地、仕向地、仲介者とする貨物又は北朝鮮籍船舶・航空機に積載された貨物について自国の領域内における検査を実施することが決定された（主文 18）。このほかに、北朝鮮に対して船舶・航空機をリース又はチャーターすること、及び乗員を提供することが禁止され（主文 19）、禁制品目を積載する航空機の離着陸又は上空通過を不許可とすることが義務化された（主文 21）。なお、OMM社⁴⁰の船舶 31 隻が附属書Ⅲで特定され、凍結対象であることが確認されている（主文 23）。

個人に目を向けてみると、武器等の禁輸品目を取引する北朝鮮の当局者が外交特権を濫用していることに鑑み、決議違反等に関与したと加盟国が決定した北朝鮮外交官、政府代表等に対し、国外に追放することが決定された（主文 13）。この国外追放措置は、決議違反等に関与したと加盟国が決定した自国の国民でない個人も含まれる（主文 14）。また、北朝鮮の核活動・核兵器運搬システムの開発に寄与し得る専門的教育又は訓練を北朝鮮籍者に行うことを防止することが決定された（主文 17）。

金融制裁については、資産凍結対象に 16 個人・12 団体を追加指定し（主文 10、附属書Ⅰ及びⅡ）、また、決議違反等に関与したと加盟国が認定した北朝鮮当局・労働党関連団体についても、例外はあるものの資産凍結の措置が適用されることとなった（主文 32）。さらに、これまで要請に留まっていた北朝鮮における各国の金融機関の支店・口座等の開設禁止や（主文 34）、加盟国における北朝鮮の銀行の新規支店の開設禁止、取引関係の確立・維持の禁止が義務化された（主文 33）。

なお、我が国の最重要課題である拉致問題については、決議の前文において国際社会が有する人道上の懸念に対応する重要性が改めて強調され、また今回の決議では新たに、北朝鮮の人々が受けている深刻な苦難に深い懸念が表明されるなど、北朝鮮の人権・人道問題に関する言及が強められた。日本政府は、こうした内容に拉致問題が含まれるとしている⁴¹。

³⁸ ジェトロ「世界のビジネスニュース（通商弘報）」（2015.6.23、2015.3.9）

³⁹ 第 190 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 7 号 17 頁（平 28.3.23）

⁴⁰ 海運会社「オーシャン・マリタイム・マネージメント・カンパニー」。同社の船舶は、2013 年 7 月に武器を積載してキューバから北朝鮮に向けて航行中にパナマ運河で拿捕され、翌 2014 年 7 月に制裁リストに追加された。

⁴¹ 第 190 回国会衆議院外務委員会会議録第 6 号 2 頁（平 28.3.23）

5. おわりに

北朝鮮は、2016年1月6日の核実験以降、弾道ミサイル発射実験を含む挑発行動を繰り返した。36年ぶりとなった朝鮮労働党の第7回党大会は5月6日から9日まで開催され、この党大会で党委員長に就任した金正恩氏は開会にあたり、核（水爆）実験と長距離弾道ミサイル発射実験が大成功を収めたことを誇示した。さらに、金委員長は、活動総括報告の中で、核戦力を増強して並進路線を恒久的に維持するとし、北朝鮮を「責任ある核保有国」として言及しつつ、世界の非核化実現に努力すると述べた。

本文で触れたように、北朝鮮による核実験実施の前後に、米国が北朝鮮と水面下で接触していたことが報じられた。この間、米国が北朝鮮との対話、特に平和協定問題に関する交渉を単独で進めるのではないかという懸念が存在したが、これに対して例えば、米国側から韓国との温度差を払拭しようとする趣旨の発言が見られた⁴²。これまでも米国は、2008年の非核化の検証に関する口頭約束や、人工衛星打上げへの言及を欠いた2012年の閏日合意など、北朝鮮と二国間で交渉を進めた結果、成果を得ることができなかった例があることを考慮すれば、北朝鮮との交渉は慎重に進める必要があるだろう。

北朝鮮が新型大口径放射砲の実験やノドン・ミサイルをはじめとする弾道ミサイルの発射実験を繰り返していることから、隣国である韓国、日本にとって直接的な脅威は高まっている。さらに、北朝鮮の核・ミサイル問題は、その国家体制が不透明であることから、北東アジア地域の大きな不安定要素となっている。そのため、日韓両国は米国と緊密に連携し、中国に対して国連安保理決議による制裁措置の着実な履行を求めつつ、北朝鮮問題に対処する外交を早期に展開することが求められる。

とはいえ、北朝鮮は核保有国として既成事実化を狙っており、米国のオバマ政権下にあつては、北朝鮮との非核化をめぐる交渉の糸口を掴みきれず、結果的に北朝鮮の核・ミサイル開発の進捗を許してしまっている現状を考えれば、今後、北朝鮮に核放棄を求め対話によって解決を目指す道筋は、以前より困難なものになることが予想される。（5月17日記）

（てらばやし ゆうすけ）

⁴² 例えば、「北朝鮮の非核化が最優先 立場変わらない＝駐韓米国大使」『聯合ニュース』（2016. 3. 13）、「米国は韓国を差し置いて北朝鮮と平和協定はしない 米情報局関係者が非公開で発言」『東亜日報』（2016. 3. 17）。